

ノルウェー

商標規則

1996年12月20日勅令により改正

最終変更日：2008年6月26日

目次

第1章 序章

第1条

第2章 国内商標出願等

第2条

第2a条

第3条

第4条 (廃止)

第5条

第6条

第7条

第8条

第3章 優先権等

第9条

第10条

第11条

第12条

第12a条

第12b条

第4章 出願の分割

第13条

第14条

第15条

第16条

第17条

第5章 法的保護からの除外

第18条

第6章 異議申立

第19条

第19a条

第20条

第 21 条
第 22 条
第 23 条
第 23a 条

第 7 章 商標登録簿からの変更及び抹消

第 24 条
第 25 条
第 26 条
第 27 条
第 28 条
第 29 条

第 8 章 国際商標登録出願

第 30 条
第 31 条
第 32 条
第 33 条 (廃止)
第 34 条
第 34a 条
第 35 条

第 9 章 国際商標登録におけるノルウェーの指定

第 36 条 (廃止)
第 37 条
第 38 条
第 39 条
第 40 条
第 41 条

第 10 章 (廃止)

第 11 章 雑則

第 53 条
第 54 条
第 55 条
第 56 条
第 57 条

第1章 序章

第1条

商標に関する本規則の規定は，相反する規定がないか又は文脈上明らかな場合は，団体標章にも適用する。商品に関する規定は，相反する規定がないか又は文脈上明らかな場合は，サービスにも適用する。

第2章 国内商標出願等

第2条

国内商標登録出願は、専用の願書様式を使用して書面によりノルウェー工業所有権庁に対してしなければならない(商標法第17条第1段落第1文参照)。

書面によることに関する商標法及び本規則の要件は、ノルウェー工業所有権庁に対する手数料等に関する2003年4月11日の規則No.456第1条第5段落に従い、電子出願により満たすことができる。書類を複数の通数で提出する要件は、電子出願には適用しない。

ファックスにより又は当該規則第1条第5段落に従わないその他の方法で電子出願する場合は、電子出願後1月以内に原本を提出しなければならない。そうでない場合は、書類は、提出されたとはみなさない。

第2a条

第3条にいう添付書類を伴う願書は、ノルウェー語によって作成しなければならない。その後の通信は、デンマーク語又はスウェーデン語でも行うことができる。

ノルウェー工業所有権庁は、ノルウェー語で提出されなかった書類の翻訳文を常に要求することができる。ノルウェー工業所有権庁は、当該翻訳文が政府認可翻訳者により確認されること又は他の方法によりノルウェー工業所有権庁に受入可能であることを要求することができる。

ノルウェー工業所有権庁は、個別の事案について、第1段落にいう言語以外の言語を容認する場合がある。

第3条

願書は、出願人又はその者の代理人によって署名され、次の事項を含まなければならない。

- (1) 商標の複製
- (2) 出願人の商号又は名称、及びある場合はその者の代理人の名称
- (3) 商標登録を求める商品及び各商品類の一覧

願書には、出願対象の標章の種類、例えば文字標章、図形標章、複合標章、立体標章又は商標法第1条に従うその他の標章を記載しなければならない。着色標章の場合は、その旨も記載しなければならない。

出願が図形標章、複合標章又は立体標章に関係する場合は、標章の複製を出願の添付書類として提出しなければならない。出願が図形標章又は複合標章に関係する場合は、8.0×8.0cm以内の標章の明瞭な複製3通を提出しなければならない。複製には、電子的記録、保存及び複製が可能な写真、図面又はその他の図形表示が含まれる。

出願が立体標章に関係する場合は、標章の完全な形状を表示するために必要な数の複製をすべて3通ずつ提出しなければならない。ノルウェー工業所有権庁は、必要に応じて、出願人に対し、標章の模型の提出を要求することができる。

出願が文字標章に関係する場合において、それが登録されたときは、ノルウェー工業所有権庁が公告のために決定した種類の文字で公告される。

出願がその他の種類の標章、例えば、音響標章、芳香標章、色彩又は色彩の組合せからなる標章に関係する場合は、ノルウェー工業所有権庁は、標章の説明及び可能な場合は適切な媒

体に保存した標章の見本を要求することができる。ノルウェー工業所有権庁は、送信、保存形態等に関する追加指針を与える場合がある。

団体標章登録の願書には、当該標章の使用について定めた規定を添えなければならない。

第4条（廃止）

第5条

同一願書によって複数の商標に関して登録出願することはできない。

第6条

ノルウェー工業所有権庁は、提出された全出願(商標法第17条第2段落参照)に対して出願番号を割り振る。

第7条

ノルウェー工業所有権庁は、提出された全出願の目録を備える。当該目録は、公衆の利用に供される。

第8条

ノルウェー工業所有権庁は、次の事項に関して追加規定を定めることができる。

- (1) 商品類への商品の分類
- (2) 願書及びそれに記載すべき情報
- (3) 代理人として行動する者が出願人を代理する旨の確認書を願書に添えるべき義務
- (4) 願書に添えるべき他の添付書類及びこれらの添付書類に記載すべき情報、及び
- (5) 提出された全出願書類の目録

第3章 優先権等

第9条

出願人は、国際博覧会に関する1928年11月22日の条約No. 1にいう公式の又は公認の博覧会において標章が展示された場合は、商標法第18条にいう優先権を主張することができる。優先権の主張は、願書に記載しなければならないが、博覧会における標章の初回展示後6月以内にノルウェー工業所有権庁に対して提出しなければならない。この時点より後に優先権を主張することはできない。

優先権の主張には、標章が最初に展示された博覧会名、博覧会の開催国及び博覧会における標章の初回展示時点を記載しなければならない。主張にこの情報が記載されていなかった場合は、ノルウェー工業所有権庁は出願人に対し、この情報を提出するための1月の期間を与える。この期間が遵守されなかった場合は、優先権は失効する。

ノルウェー工業所有権庁は、当該優先権を主張する者に対し、ノルウェー工業所有権庁による請求時から3月以内に優先権の証拠を提出するよう要求することができる。優先権の証拠として受理可能なものは、博覧会担当の管理者からの、当該博覧会が国際的である旨及び博覧会における標章の初回展示時点を記載した陳述書である。

第10条

出願人は、商標法第30条にいう優先権については、工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約No. 1又は1994年4月15日の世界貿易機関設立協定No. 18の締約国において行われた最初の商標登録出願を基礎として、これを主張することができる。

優先権の主張は、願書に記載しなければならないが、最初の出願後6月以内にノルウェー工業所有権庁に対して提出しなければならない。

優先権の主張には、最初に商標登録出願がなされた国、出願日及び出願番号を記載しなければならない。主張にこの情報が記載されていなかった場合は、ノルウェー工業所有権庁は出願人に対し、この情報を提出するための1月の期間を与えるものとする。この期間が遵守されなかった場合は、優先権は失効する。

ノルウェー工業所有権庁は、当該優先権を主張する者に対し、ノルウェー工業所有権庁による請求時から3月以内に優先権の証拠を提出するよう要求することができる。優先権の証拠は、第3段落にいう情報、出願人の名称、出願の写しを含まなければならないが、かつ、最初の出願が提出された登録当局により確認されなければならない。

本条に従う優先権主張の権利は、第1段落にいう条約の締約国に関して地域の登録当局に提出された出願にも準用する。

第11条

パリ条約第6条の5にいう条件で、出願人は、商標が工業所有権の保護に関するパリ条約又は世界貿易機関設立協定の外国の締約国において登録されたのと同様の態様でノルウェーにおいても商標が登録されるよう請求することができる(「telle-quelle」登録)(商標法第29条参照)。この種の登録の請求は、願書に記載して、ノルウェー工業所有権庁に対して提出しなければならない。この時点より後に提出された請求は、認められない。

「telle-quelle」登録請求には、商標が登録された国、出願時点及び登録番号を記載しなけ

ればならない。請求にこの情報が記載されていなかった場合は、ノルウェー工業所有権庁は出願人に対し、この情報を提出するための1月の期間を与えるものとする。この期間が遵守されなかった場合は、「telle-quelle」登録請求権は失効する。

外国における商標登録の証拠は、ノルウェー工業所有権庁による請求時から3月以内に提出しなければならない。登録証の写し又は登録簿の認証抄本は、証拠として受理可能である。

第12条

商標法第57条に従う優先権主張は、ノルウェーにおける商標登録出願に含めるか、又は出願日後2月以内に書面によりノルウェー工業所有権庁に対して提出しなければならない。請求書では、無効となった国際登録にも言及しなければならない。

第12a条

商標法第57条第1段落に従い基礎となる国の出願又は登録の失効を理由として全部又は一部が無効となった国際登録の変更に基づく優先権主張は、ノルウェーにおける商標登録出願に記載し、かつ、当該国際登録が全部又は一部無効となった旨を国際事務局において記録した後3月以内に、ノルウェー工業所有権庁に対して提出しなければならない(マドリッド議定書第9条の4参照)。変更請求が出願に記載されなかった場合は、これを後の時点で主張することはできない。

第12b条

商標法第57条第2段落に従いマドリッド議定書の廃棄によって無効となった国際登録の変更に基づく優先権主張は、ノルウェーにおける商標登録出願に記載し、かつ、廃棄が発効したときから2年以内にノルウェー工業所有権庁に対して提出しなければならない(マドリッド議定書第15条参照)。変更請求が出願に記載されなかった場合は、これを後の時点で主張することはできない。

請求は、全部又は一部が無効となっており、かつ、変更請求の基礎となる国際登録について具体的に言及しなければならない。

第4章 出願の分割

第13条

出願人は、出願を2件以上の新規出願に分割するよう、書面によりノルウェー工業所有権庁に対して請求することができる。当該請求書には、各新規出願が対象とする商品及び各商品類に関する明細を記載しなければならない。出願人は、当該請求書に、新規出願中の何れを原出願の継続とみなすべきかを記載しなければならない。

原出願の継続とみなされない各新規出願については、規定の手数料を納付しなければならない。

第14条

分割後は、何れの出願も、当該分割前に原出願に含まれていなかった商品を対象とすることができない。分割後は、当該複数の出願は同一商品を対象とすることができない。

第15条

分割の請求については、第13条及び第14条の条件が満たされないとき、又はノルウェー工業所有権庁がその他の点で分割が出願1件の範囲に関して疑義を生じさせることになると認められたときは、拒絶されるものとする。

第16条

ノルウェー工業所有権庁が出願人の分割請求を認めるための支障を発見しないときは、当該請求は、認められるものとする。

原出願の継続とみなされた出願(第13条参照)については、原出願に割り振られた出願番号を留保する。原出願の継続とみなされない新規出願に対しては、各々それら固有の新規出願番号が割り振られる。

新規出願については、原出願の優先権を留保し、個別商品はその原優先権を留保する。

第17条

原出願において分割が完了するまでに提出された書類は、新規出願における書類とみなされる。

第5章 法的保護からの除外

第18条

ノルウェー工業所有権庁が、商標の登録時に標章の一部が法的保護から除外される旨を権利の部分放棄に明記すべきものと認めたときは(商標法第15条第2段落参照)、出願人は、権利の部分放棄の文言について通知され、かつ、自らの意見書を提出すべき期間を与えられる。出願人が当該権利の部分放棄に対して異議のあるときは、ノルウェー工業所有権庁は、当該商標登録出願を拒絶することができる。

第6章 異議申立

第19条

商標法第21条に従う異議申立については、書面により2通を提出しなければならないが、かつ、次の事項に関する明細を記載しなければならない。

- (1) 異議申立人の名称及び住所、並びにある場合はその代理人の名称及び住所
- (2) 異議申立の対象である登録に係る登録番号
- (3) 異議申立人が当該登録は取り消されるべきと信じる理由についての陳述、及び
- (4) 登録が部分的にのみ取消を請求されている場合は、二者択一的に、異議申立が関係する商品又は異議申立が関係しない商品

商標法第21条第1段落第3文にいう特別の場合は、ノルウェー工業所有権庁は、当該異議申立を支持する追加書類を提出すべき最長1月までの延長期間を異議申立人に対して与えることができる。

第19a条

ノルウェー工業所有権庁に提出された異議申立の公告(商標法第21条第4段落参照)は、次の事項に関する明細を記載しなければならない。

- (1) 登録番号
- (2) 登録が公告されたノルウェー商標公報の番号
- (3) 所有者の名称又は商号及び住所、及び
- (4) 異議申立人の名称又は商号及び住所

第20条

ノルウェー工業所有権庁は、代理人として行動する者は何人も、異議申立人を代理する旨の確認書を異議申立書に添える義務があることに関する細則を定めることができる。

第21条

ノルウェー工業所有権庁は、第19条第1段落及び第20条に規定されている条件又はそれらに従う条件が満たされないときは、異議申立を拒絶する。

第22条

異議申立が商標法第21a条第2段落に従って拒絶されるべきことが明白であることをノルウェー工業所有権庁が認めないときは、ノルウェー工業所有権庁は、所定期間内に答弁書を提出すべき旨の要請と共に、異議申立書の写し1通を登録所有者に送付しなければならない。登録所有者が答弁書を提出したときは、ノルウェー工業所有権庁は、当事者間で更なる通信が必要か否かを決定する。

答弁書及びその後の通信については、2通を提出しなければならない。

第23条

異議申立手続は、商標法第21条第5段落にいう場合において、ノルウェー工業所有権庁が異議申立の取下通知を受領後1月以内にその旨を登録所有者に通知したときに限り、これを継

続することができる。

第 23a 条

異議申立に関する確定決定の公告(商標法第 21a 条第 3 段落参照)には、次の事項に関する明細を記載しなければならない。

- (1) 登録番号
- (2) 登録及び異議申立が公告されたノルウェー商標公報の番号
- (3) 所有者の名称又は商号及び住所
- (4) 当該決定、及び
- (5) 部分的取消の場合は、商品の新一覧の公告

部分的取消の決定については、異議申立を提出することができない。

第7章 商標登録簿からの変更及び抹消

第24条

商標法第24条に従う登録商標の変更を求める申請については、書面により提出し、かつ、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 登録所有者の名称及び住所、並びにある場合はその者の代理人の名称及び住所
- (2) 変更を求める商標に係る登録番号
- (3) 実施を望む商標の変更、及び
- (4) その変更済の態様での商標の複製

願書は、登録所有者又はその者の代理人によって署名されなければならない。

第25条

登録簿から商標の抹消を求める登録所有者の請求(商標法第27条第2段落参照)は、書面によりノルウェー工業所有権庁に対して提出しなければならない。かつ、抹消を望む商標登録に係る登録番号を記載しなければならない。請求書は、登録所有者自身によって、又は請求人から抹消を請求するために特別の委任状を与えられた代理人によって、署名されなければならない。

第26条

登録所有者は、標章が登録された商品の一覧の制限を請求することができる。請求は、書面によりノルウェー工業所有権庁に対して提出しなければならない。かつ、登録所有者がもはや登録に含めることを望まない登録番号及び商品を記載しなければならない。これには、第25条第2文を準用する。

第27条

商標法第26条に従う商標登録の抹消請求は、書面によりノルウェー工業所有権庁に対して提出しなければならない。かつ、商標の登録番号を記載しなければならない。当該請求書には、当該請求が基礎とする事情を記載しなければならない。

第28条

商標法第33条に従う登録商標の移転の商標登録簿への登録請求は、書面によりノルウェー工業所有権庁に対して提出しなければならない。ノルウェー工業所有権庁は、請求の構成及び内容並びに移転が行われた証拠の請求に関する追加規定を定めた規則を発出することができる。

登録が第1段落にいう通りに行われたときは、その旨の通知が公告される。

第29条

第28条は、商標登録簿への次の事項に関する登録を求める請求に対して準用する。

- (1) 登録商標に係るライセンス(商標法第34条参照)
- (2) 登録所有者又は使用権者の名義変更、及び
- (3) 代理人の変更

第8章 国際商標登録出願

第30条

ノルウェー商標登録出願(基本出願)又はノルウェー商標登録(基本登録)を基礎とする商標の国際登録に係る出願(商標法第46条参照)は、ノルウェー工業所有権庁に対してしなければならない。

第31条

願書は、英語で作成し、書面により国際事務局の願書様式を使用して1通を提出しなければならない。当該様式は、タイプ印書して完成しなければならない。商品の一覧は、英語によるものとする。

更に、出願は、商標法第47条、マドリッド議定書に基づく規則(マドリッド規則)の規則9(4)並びに規則5(b)(i)から(iv)まで及び(f)の要件を満たさなければならない。

第32条

国際登録出願については、標章が同一であり、出願人が同一であり、また、願書中に列挙された全商品が1又は複数の基本出願又は基本登録における商品の一覧に含まれている場合は、数件の登録又は出願を基礎とすることができる。

第33条 (廃止)

第34条

ノルウェー工業所有権庁が、商標法第48条に従い出願を処理した後に、出願を受理したときは、ノルウェー工業所有権庁は、マドリッド議定書及びマドリッド規則に規定の通りに当該出願についての国際事務局への手続をとらなければならない。

基本登録の場合は、当該登録が国際登録出願の基礎である旨が商標登録簿に登録されるものとする。基本出願の場合は、当該出願が国際登録出願の基礎である旨が第7条にいう公報に登録されるものとする。

第34a条

出願又は登録で、その全部又は一部が国際登録の基礎となっているもの、全部又は一部が無効となり、その無効がマドリッド議定書第6条(3)に従う5年の従属期間の満了前になされた活動による場合は、国際登録はそれに応じて無効となる。

第35条

更に、ノルウェー工業所有権庁は、ノルウェー商標当局がマドリッド議定書及びマドリッド規則に従い提供する義務を負う情報を国際事務局に対して提供しなければならない。

第9章 国際商標登録におけるノルウェーの指定

第36条 (廃止)

第37条

商標の国際登録所有者が登録の全部又は一部はノルウェーにおいて有効である旨を請求したとの通知をノルウェー工業所有権庁が国際事務局から受領したときは、ノルウェー工業所有権庁は、これを妨げる支障が存在するか否かを調べなければならない。

ノルウェーにおいて登録の全部又は一部の効力に支障があるときは、ノルウェー工業所有権庁は、18月以内にマドリッド規則の規則17に従って暫定的拒絶を行うことにより、国際事務局に通知しなければならない。ノルウェー工業所有権庁がこの期間を遵守しない場合は、ノルウェーの指定は、ノルウェーにおいて自動的に有効となる。本段落にいう期間は、ノルウェーの指定の通知が国際事務局から送付された日から、又は先の指定における訂正の通知が送付された場合はそれより遅い日から計算する。マドリッド規則の規則4を、18月の期間の計算について準用する。

第2段落に従う暫定的拒絶においては、国際登録所有者はノルウェーにおいて国際登録の全部又は一部の有効性に係る疑義の審査を請求することができる旨が通知される。登録所有者は、これを請求し、かつ、当該支障について弁駁し又は是正する相応な期間を与えられるものとする。これには、商標法第19条及び第60条並びに本規則第53条を準用する。登録所有者が、当該審査の間ノルウェーに住所又は主たる事業所を有する代理人を選任すべき義務に関しては、商標法第31条第1段落を準用する。

第38条

ノルウェー工業所有権庁が、第37条第3段落に従う審査の後、ノルウェーにおける国際登録の効力に支障がないことを発見したときは、それは商標登録簿に登録されるものとし、ノルウェーにおける国際登録の有効性に関する通知は、公告される。商品の一覧は、英語で商標登録簿に登録されなければならない。かつ、公告通知には当該商品が属する商品類を記載しなければならない。

第39条

ノルウェーにおいて有効な国際登録におけるノルウェーの指定に対する異議申立に関しては、商標法第21条、第21a条及び第52条第1段落並びに本規則第6章の規定を、次の第2段落及び第3段落から生じる調整を行った上で準用する。

異議申立手続は、異議申立が取り下げられた場合において、異議申立についての特別の理由が存在した場合に限り、継続することができる。さらに、当該登録がノルウェーにおいては有効でない旨を記載した暫定的拒絶の通知が第37条第2段落にいう18月の期間内に国際事務局に対してなされることを要件とする。

18月の期間が満了した後は、当該登録がノルウェーにおいて有効でない旨の決定は、異議申立書に記載の理由以外の理由に基づいて行うことができない。

登録所有者が異議申立手続の間ノルウェーに住所又は主たる事業所を有する代理人を選任すべき義務に関しては、商標法第31条第1段落を準用する。

ノルウェー工業所有権庁は、登録がノルウェーにおいて有効でない旨の決定(マドリッド議定書第5条(2)(c)参照)は、異議申立があるため、第37条第2段落にいう18月の期間の満了後まで行うことができない旨を国際事務局に対して必要な範囲で通告しなければならない。

第40条

ノルウェーに住所又は主たる事業所を有する代理人を選任すべき義務に関する商標法第31条の規定については、第37条第5段落及び第39条第4段落に規定する範囲に限り、かつ、審判部に対する審判請求時に、国際出願に対して適用する。

第41条

ノルウェー工業所有権庁はまた、国際事務局に対して、ノルウェー商標官庁がマドリッド議定書及びマドリッド規則に従い提供する義務を負う情報も提供しなければならない。

第 10 章 (廃止)

第 11 章 雑則

第 53 条

出願人又はその代理人は、ノルウェー工業所有権庁に対する事件における紛争の最終的な説明を目的として、ノルウェー工業所有権庁が指名する決定権限を有する審査官による口頭聴聞を書面で請求することができる。追加の指針がノルウェー工業所有権庁から与えられる。

第 54 条

商標登録に関する書類(異議申立及び審判請求の場合の書類を含む)は、ノルウェー語、デンマーク語又はスウェーデン語でなければならない。第 2a 条第 2 段落及び第 3 段落の規定を準用する。

第 55 条

期間は、ノルウェー工業所有権庁から通知が送付された日から起算する。

ノルウェー工業所有権庁からの通知に具体的な満了日が記載されていない場合は、期間は、期間開始日に対応する、その指定月の日に満了する。当該特定の月にこれに対応する日が存在しない場合は、当該月の最終日を期間の最終日とする。期間が土曜日、祝日又は法令により祝日と同等の日に満了する場合は、期間は、翌就業日まで延期される。

第 2 段落は、マドリッド議定書及びマドリッド規則に別段の定めがない限り、商標法及び本規則に従うその他の期間の計算にも準用する。

個別の事案において商標法、本規則に又はノルウェー工業所有権庁による別段の定めがない限り、期間は 2 月とする。

書類は、ノルウェー工業所有権庁が受領した時点で、ノルウェー工業所有権庁に提出されたとみなされる(ノルウェー工業所有権庁に対する手数料に関する 2003 年 4 月 11 日の規則 No. 456 第 1 条参照)。

第 56 条

ノルウェー工業所有権庁は、次の事項に関する追加規定を定める規則を発出することができる。

- (1) 商標登録証
- (2) 商標登録簿
- (3) 商標登録の更新請求
- (4) 商標法又は本規則に従い公告されるべき通知
- (5) 期間の計算、及び
- (6) その他の点に関する商標法及び本規則の施行

第 57 条

本規則は、1996 年 4 月 1 日から施行する。

同日をもって、次のものは、廃止する。

商標及び団体標章の登録出願等に関する 1961 年 8 月 4 日の規則 No. 9911, 商標に関する 1961 年 3 月 3 日の法律 No. 4 第 16 条に従い、商品及びサービスの区分を決定する権限のノルウェ

一工業所有権庁への委譲に関する 1971 年 11 月 19 日の摂政令，並びに商標に関する 1961 年 3 月 4 日の法律 No. 3 第 43 条に従い，ノルウェー工業所有権庁に対して提出された商標登録出願の内容に関する追加規定を決定する権限の委譲に関する 1977 年 10 月 7 日の勅令。1971 年 11 月 19 日の摂政令及び 1977 年 10 月 7 日の勅令に従ってノルウェー工業所有権庁によって制定された規定については，ノルウェー工業所有権庁がそれらを廃止するまで，なお引き続き有効なものとする(第 8 条第 1 段落及び第 2 段落参照)。

商標及び団体標章の登録出願であって，公衆閲覧を可能とする決定が 1996 年 4 月 1 日前に行われたものは，1996 年 4 月 1 日まで有効であった手続規則に従って，完了まで処理される。1996 年 4 月 1 日前に提出されたにも拘らず本規則に従って処理される出願の場合は，博覧会優先権若しくは出願優先権の主張又は「telle-quelle」登録(第 9 条及び第 11 条参照)の主張は，当該標章が登録される前，かつ，遅くとも 1996 年 10 月 1 日までに，これを行わなければならない。